解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年八月十七日開催の社員総会の決議により平成二十一年八月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月六日

東京都立川市羽衣町三丁目一〇番一〇号三一八号室

特定非営利活動法人Ｊｅｃ障害者野外体験センター

清算人　木村　啓律

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年九月十七日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月六日

石川県白山市月橋町ル一六九番地

白山市鶴来中央土地区画整理組合

清算人代表　辻　貞雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年九月十四日に東京都知事の認可（東京都告示第千二百七十八号）により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月六日

東京都千代田区神田東松下町三三番地ＣＯＭＳ・ＨＯＵＳＥ二階

ラグーン千歳烏山マンション建替組合

代表清算人　市來　隆

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年九月二十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月六日

東京都大田区蒲田三丁目一九番四号

グランドステージ池上マンション建替組合

代表清算人　日吉　和彦

配当公告

福井県坂井市坂井町御油田第三九号二〇二番地

破産者　株式会社丸徳

右の者に対する福井地方裁判所平成十九年(フ)第一四六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金三四四、六三二、六二一円

一、配当することのできる金額

一般債権　金二三、三三五、六一四円

平成二十一年十月六日

福井市大手三丁目一四番一二号

破産管財人　黒田外来彦

配当公告

名古屋市中区錦三丁目一七番一三号

破産者　株式会社ウォッチマン

右の者に対する名古屋地方裁判所平成十八年(フ)第二六六七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四、七三五、二九八、九四二円

一、配当することのできる金額

金八七、五一七、四八四円

平成二十一年十月六日

名古屋市中区丸の内二丁目一番三七号エスパシオ丸の内六階

破産管財人　服部　一郎

配当公告

兵庫県加西市北条町横尾六二四番地の一

破産者　株式会社清水組

右の者に対する神戸地方裁判所平成十九年(フ)第一三〇一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六九五、一六四、一一九円

一、配当することのできる金額

金五一、一八二、三三一円

平成二十一年十月六日

神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階　東町法律事務所

破産管財人　幸寺　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡おいらせ町上明堂九四番地六、最後の住所青森県上北郡おいらせ町東下谷地一二六番地三〇

被相続人　亡　小向　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月六日

青森県十和田市西一番町一七の六　二階

相続財産管理人　弁護士　今井　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字南半田一七二五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　町田　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月六日

事務所宇都宮市小幡二丁目二番一一号有貴ビル二階　相続財産管理人　蓬田　勝美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区荏原三丁目二〇〇番地、最後の住所川崎市多摩区栗谷三丁目一一番二号

被相続人　亡　伊藤大次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月六日

東京都中央区入船三丁目八番一〇号第二松喜ビル四〇一号室　栗田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗田　裕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県郡上市和良町沢一〇五〇番地一、最後の住所京都市伏見区深草柴田屋敷町二三番地五九、不動産登記簿上の住所京都市伏見区深草柴田屋敷町二三番地の五九

被相続人　亡　金森　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月六日

事務所京都市中京区東洞院通竹屋町下ル竹屋町法曹ビル二階　西村幸三法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　幸三

決　算　公　告

平成21年10月6日

中華人民共和国香港特別行政区コーネットプレイス8、ツー・エクスチェンジ・スクエアー、スィート2803

FTNファイナンシャル・アジア・リミテッド

（FTN Financial Asia Limited）

日本における代表者　森川　豊

貸借対照表の要旨（平成20年12月31日現在）（単位：米ドル）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	11,297,118	流動負債	737,517
固定資産	700,000	固定負債	47,089
		負債合計	**784,606**
		資本金	641,025
		株式払込剰余金	6,358,975
		資本剰余金	4,000,000
		利益剰余金	212,512
		純資産合計	**11,212,512**
資産合計	11,997,118	**負債・純資産合計**	11,997,118

第25期決算公告

平成21年10月6日　東京都新宿区下落合二丁目３番18号

株式会社メディアフォース

代表取締役　藤井　均

貸借対照表の要旨（平成21年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	480,235	流動負債	337,198
固定資産	428,787	固定負債	327,077
有形固定資産	20,513	**負債合計**	**664,275**
無形固定資産	32,789	株主資本	244,746
投資その他の資産	375,483	資本金	253,020
		資本剰余金	51,615
		（資本準備金）	（51,615）
		利益剰余金	△59,888
		（その他利益剰余金）	（△59,888）
		純資産合計	**244,746**
合計	909,022	**合計**	909,022

（注）当期純利益　42,646千円